

令和4年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日（金）
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 (16人)
会 長 1番 岩崎 信一郎
会長代理 2番 松本 千代治
委 員 3番 山口 隆 6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎
8番 白石 幸憲 9番 福田 務 10番 葉山 諭
12番 浦口 大輔 13番 辻尾 政幸 14番 朝長 久夫
15番 宮崎 壽治 16番 水嶋 政明 17番 葉山 静子
18番 知念 近海 19番 田中 初治
5. 欠席委員 (3人)
4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊 11番 瀬川 洋子
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
議案第11号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第12号 非農地通知の対象とするものの決定について
議案第13号 農業委員会委員の辞任について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について
転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾
8. 会議の概要
事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、10番：葉山委員、12番：浦口委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。物件は大瀬戸町瀬戸樫浦郷字湯田頭の畑3筆18,008㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、賃貸人・賃借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに賃貸借契約を行う。認定新規就農者の申請・登録にあたり、土地の利用権の設定が必要となった。今回、賃貸借権の設定の合意に至ったため許可申請を行うもの、となっております。権利種別は「賃貸借権の設定 期間5年」となっています。申請者は現在JA長崎西彼の新規就農の研修生として大瀬戸町多以良外郷に居住し、JAの指導のもとビワ栽培の研修を受けています。今回、認定新規就農者の申請・登録にあたり、土地の利用権の設定が必要条件となっているため、関係機関に相談の上、物件を探していました。複数の物件について相談をしている中で今回、賃貸借権の設定の合意に至ったため許可申請を行うことになったと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は賃借人の自宅か

ら約 3.3k m の位置にあり、車で約 11 分のところに申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 1 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 　　14 番委員です。2 月 21 日に、借り受け人及び J A の指導員、それから地元推進委員と 4 人で現地を確認に行ってきました。借り受け人は、時津から大瀬戸へ移住をしており、先ほどご説明がありましたとおり、地元のビワ農家さんの指導を受けながら、ビワを作っています。しかし、まだまだ規模が小さいということで、また認定農業者にも申請登録をしたいということもあり、適地を探していたところ、今回の貸し手が 20 年ぐらい前まで牛を飼っておられ、その牧草地であった土地があり、今回の申請となりました。相当な年数が経っていますが、写真で見てわかるように、ひどく荒れ果てているというほどではなく、山林化もしておりません。トラクター等で整地・耕運したら、また良い土地に戻ると思っています。また、借り受け人は 30 歳という若さであり、いろいろと今後の希望を話してくれましたが、大いに頑張って成功することを願っています。応援したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今、議案第 7 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 7 号の 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」について説明いたします。資料は 7 頁となります。物件は大瀬戸町雪浦下郷字十善寺の畑 1 筆 189 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項

は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、権利種別は所有権移転「売買」となっています。財産処分を検討していた譲り渡し人と譲り受け人との合意が整い、所有権移転の申請手続きを行う。許可あり次第、売買により所有権を移転する、となっています。譲り渡し人が管理していた物件について、市外在住で、帰郷予定もないため、不動産会社に財産処分を依頼し検討していた。譲り渡し人と売買契約の合意に至り、農地が含まれているため今回の3条申請となったと聞いています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び8頁から11頁までで、1頁に位置図、8頁に付近状況図、9頁に現況写真、10頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から道を挟んだ10m以内の位置にあり、徒歩で約1分以内という状況です。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 2番につきまして、8番委員、補足説明をお願いします。

8 番 8番委員です。2月20日、日曜日の非常に寒い日でしたが、私と地元推進委員、それから譲り受け人の3人で、現地確認をしました。先ほど事務局が説明した通り、申請地のすぐ隣に譲り受け人の自宅があり、道を隔ててすぐ目の前に申請地があるという状況です。所有者は、佐世保市内で病院を開業していて、もうほとんど雪浦には帰って来ていないようです。それで所有者宅周辺は、譲り受け人が念入りに草刈り等をして、きれいに管理をしているという関係もあって、所有者からの信用が厚く、本件についても同意しているようです。このような状況で、所有権移転については何も問題がないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第7号の2番について、説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、議案第7号の2番について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」

の2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

続きまして、議案第7号の3番と4番は同一申請者の関連した案件でありますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

「3番」について説明いたします。資料は12頁となります。物件は大瀬戸町雪浦下郷字十善寺の畑、計3筆496㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、財産処分を検討していた譲り渡し人と譲り受け人との合意が整い所有権移転の申請手続きを行う。許可あり次第、売買により所有権を移転する、となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。財産を所有している譲り渡し人は、市外在住で帰郷の予定もないため、財産処分を検討していた。譲り渡し人と売買契約の合意に至り、農地が含まれているため、今回の3条申請となったと聞いています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁と8頁及び13頁から16頁までで、1頁に位置図、8頁に付近状況図、13頁・14頁に現況写真、15頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。16頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から400mから450mの位置にあり、徒歩で約5分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。

引き続き「4番」について説明いたします。資料は17頁となります。物件は大瀬戸町雪浦小松郷字タコウの畑1筆2,194㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、賃貸人、賃借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに賃貸借契約を行う。高齢により手入れが充分にできなくなってきたため、相談したところ賃貸借の合意に至り、申請を行うもの、となっています。権利種別は賃貸借権の設定「10年」となっています。一部手入れが行き届かなくなった申請地について、耕作の相談を行っていた賃貸人と、耕作規模の拡大を検討していた賃借人との合意が整い、今回の申請に至ったと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び18頁から21頁までで、1頁に位置図、18頁に付近状況図、19頁に現況写真、20頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。21頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は賃借人の自宅から3.2kmの位置にあり、車で約7分以

内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を、8番委員にお願いします。

8番 8番委員です。3番と4番は関連性がありますので、一緒に説明をしたいと思います。2月20日に、譲り受け人と地元推進委員と私の3人で現地確認を行いました。1か所が雪浦グラウンド付近の国道を跨いですぐの場所と、それからもう1か所が小松地区にある外海し尿処理場の斜め上のビワ畑団地で、2か所の現地確認を行いました。以前から3番の譲り渡し人は、譲り受け人に財産処分の相談をしていたと聞いております。譲り受け人は酢の製造会社を経営しており、今までは農業にあまり関心がなく、農地を30a以上所有していなかったために、3番の譲り渡し人には畑が少しあるのですが、それを購入出来なかったっていうことで、30a以上の基準を満たすために、4番の賃貸人の小松地区のビワ園を借りるということになりました。この土地が2,100㎡以上ありますので、3番及び自己所有の農地を合わせて30a以上ということになり、3番の畑を購入できるという事になったようです。このような状況でありまして、特に問題はないようですので、よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第7号の3番と4番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番と4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号の5番について事務局から説明をお願いします。

事務局 「5番」について説明いたします。資料は22頁となります。物件は西海町丹納郷字塔ノ尾の畑1筆198㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議

案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに売買し、所有権移転を行う。譲り渡し人に売買の申し入れを行い、合意に至ったので、申請を行うものとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲り受け人が以前住宅建築のために譲渡の相談をしていた申請地について、住宅建築は断念したものの、自宅の近くにあり、利便性が良いため譲渡について改めて申し入れを行い、合意に至り、今回の申請になったと聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び23頁から26頁までで、1頁に位置図、23頁に付近状況図、24頁に現況写真、25頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。26頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から50mの位置にあり、徒歩で約1分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を、19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。23日に現地を確認に行き、譲り受け人から話を聞いて来ました。ここは今事務局から説明があったように、何年か前に住宅建築の話があったそうですが、譲り受け人の息子さんが亡くなったため、お孫さんがという話になり、まずもってはここを家庭菜園にしようという話でした。申請地の道を隔ててすぐ目と鼻の先に、譲り受け人の家があります。そういうことで、近くですので、荒れさせることもなく、管理は十分にできると思って見てまいりました。以上です。

議長 ただ今、議案第7号の5番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号の6番ですが、本案は、18番委員が本人に「代理」

している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《 18 番委員 退席 》

議 長 それでは、6 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「6 番」について説明いたします。資料は 27 頁となります。物件は西海町水郷字野中の畑 1 筆 1,512 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに売買し、所有権移転を行う。譲り渡し人の要望により売買の申し入れを行い、合意に至ったので、申請を行うもの、となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲り受け人が経営拡大を検討していたところ、地元農地利用最適化推進委員の紹介により、譲り渡し人との売買契約による権利移転の合意が整い、今回の申請に至ったと聞いております。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 28 頁から 31 頁まで、1 頁に位置図、28 頁に付近状況図、29 頁に現況写真、30 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。31 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から 12 k m の位置にあり、車で約 22 分以内のところ申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、19 番委員にお願いします。

19 番 23 日に譲り受け人と連絡をとり、現地を見てまいりました。この方は重機を使って何でも自分でやられる方で、針尾に 5、6 町は農地を持っていますが、さらに規模拡大したいということで、水浦地区の推進委員が間に入りまして、針尾にはもう新たに耕作する土地がないということで、水浦の方に規模拡大するという事でした。他にあと何か所か規模拡大するような話を聞いております。それで譲り受け人は私も顔見知りで、針尾中町のみかん部会の会員でもありますので、任せて安心であると思います。以上です。

議 長 ただ今、議案第 7 号の 6 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 18委員、入室してください。

《18番委員 着席》

議 長 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について1番について説明します。申請内容ですが、物件の所在は、西彼町小迎郷字深江の畑・計1筆1,295㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「建売分譲住宅」、移転の事由は「近隣施設のスーパーなど住環境が良くなり住宅需要が増えたため」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、32頁及び34頁から47頁までで、32頁に位置図、34頁に付近状況図、35頁に現況写真、36頁に字図、37頁に航空写真を添付しています。38頁に被害防除計画書、39頁に土地利用計画図、40頁・41頁に1号地の平面図・立面図、42頁・43頁に2号地の平面図・立面図、44頁・45頁に3号地の平面図・立面図、46頁・47頁に4号地の平面図・立面図を添付しています。申請地に4区画分4棟の建売分譲宅地・道路を造成・販売する予定となっています。38頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高0.5m、切土を行う最高0.55m。被害防除措置として防護柵を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由として、現状の法面地形を利用し、切り盛り工事を行う。造成中は防護柵を設ける。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は水路放流、自然流下。汚水処理、生活雑排水は、下水道となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせない

ための措置として、建物の高さを加減する。高さ7m程度となっています。工期は許可日から2年間を予定しています。申請地は市道に面し畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を、10番委員にお願いします。

10番 10番委員です。37頁の写真をご覧いただければと思いますが、譲り渡し人はご主人を早く亡くされ、子どもさんがいずれも県外在住という事で、後継者がおらず、本人もご高齢であります。今回の申請地は37項の写真で申し上げますと、高速道路の小迎インター近くの高台にありまして、この赤枠で囲んでいるところの周囲、西から北側については住宅が密集している状況です。そして南側から東の方は、ご覧のような山でございます。一部、申請地のすぐ西隣に以前ブドウ園がありました。もうここも廃園になっております。申請地につきましては非常に管理も行き届いており、そういったことで、事務局の説明にもありましたように、ここを住宅地にという話になったという事です。周辺は、農地がもうほとんどないような状況ですので、今後住宅が建ちましても、農地に対しての悪影響というようなものは、ほとんどないような状況であるということを確認してまいりましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第8号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に、議案第8号の2番で48頁ですが、有効面積398㎡でお配りしていますが、本日配付資料の1頁で、この有効面積を382㎡に訂正いたしております。これにつきましては、県に対する申請書

の具体的肉付けを行う中で、計算に誤りがあることが判明しました。それと、本日配付資料の2頁、3頁に、この土地の有効面積の参考資料として、土地の断面を計画断面図ということで、二つの資料を追加いたしました。それでは説明に入ります。

「2番」を説明いたします。資料は48頁となります。物件の所在は、西彼町下岳郷字辻の畑・計1筆・748㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「住宅用地」、移転の事由は「現在は市外に借家住まいであるが、生まれ育った地域で生活するため住宅を新築したい」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、32頁及び49頁から57頁までと、本日配布資料となります。32頁に位置図、49頁に付近状況図、50頁・51頁に現況写真、52頁に字図、53頁に航空写真を添付しています。54頁に被害防除計画書、55頁に土地利用計画図。それと、本日2つの資料を追加配布しています。56頁に平面図、57頁に立面図を添付しています。748㎡の申請地と75㎡の併用地の計823㎡に有効面積398㎡としていますが382㎡を敷地とした木造平家住宅116.76㎡を建築する内容となっています。54頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、切土を行う最高2.5m、最低2.5m。被害防除措置は法面保護をする。緩衝地を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由として、申請地への進入部分において、急こう配を避けるため切土を予定しているが、隣接する農地と水路は石垣等により保護されており、石垣の崩落を避けるため緩衝地を設け、法面を保護することで被害発生を防止する。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽、放流先は道路側溝となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける。幅約4.0m程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れのない理由として、隣接する農地は石垣で保護されており、緩衝地を設け、石垣の崩落を防止する。建物の高さは5.0mを予定しています。本日配布追加資料を参照ください。工期は許可日から令和4年12月末を予定しています。申請地は里道に接し、畑や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、6番委員にお願いします。

6 番 6番委員です。23日に、譲り受け人本人とは会うことは出来ませんでした。お父さんと会って、現地を見てきました。55頁と今日配付

された資料の3枚目を見て下さい。併用地として市道の方から、車が入る取付け道路を設けようと思っていたところ、石垣がちょっと高過ぎて、角度がついてしまうということでどうしても切土をしたほうが良いという判断になって、55頁の赤線で示されたように、内側のほうに勾配がついた法を切るということで計画されています。それでこの法を切る場合に、隣に水路があり、あまり石垣の近くを切ると、崩れてくる恐れがあるし、水路自体も崩してしまうということで、緩衝地を開けて、内側に掘り下げる方向で進めるようです。それと建設予定地の裏に、湧き水があり、ここは以前ほどには水は出てないらしいですが、あまり近くまで切り下げると、まだわからないということで、ちょっと多めに4メートルの緩衝地を設けるということで話がありました。結構切土が出るそうですが、きちんと処理をするというお話でした。何も問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 　ただ今、議案第8号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　資料58頁をお願いします。議案第9号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2、第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は6件・8筆の申請があり、その内容は農用地除外8筆分となっています。対象物件一覧について59頁に記載しています。60頁に今回の変更申請地位置図を掲載しています。各案件について説明します。

1番について説明します。資料は61頁です。物件の所在は、西彼町平原郷字樋ノ口の畑1筆、158㎡で、土地所有者及び申請者、転用予定者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、「太陽光発電設備の増設」で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項

は「5条見込」となります。添付資料は、60頁及び62頁から67頁までで、60頁に位置図、62頁に付近状況図、63頁に現況写真、64頁に字図、65頁に航空写真、66頁に被害防除計画書、67頁に土地利用計画図を添付しています。66頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高1.5m最低0m。被害防除措置として、法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害のおそれがない理由として、増設エリアを含めて、調整池を新設済み。同上エリア全域の雨水は新設調整池に流入する計画になっている。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は貯水池、水路放流、自然流下。汚水・生活雑排水はなし。河川管理者等との協議内容として新設調整池経路の放流であり問題なし。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、最終的に当該エリアは全域フェンスで囲まれて第三者の立ち入りは不可能である。農地区分について、申請地は里道や原野、宅地や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただいま説明がありました1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3番 　　3番委員です。21日に、担当の行政書士さんのところでお話を聞き、22日に、土地の所有者をお伺いし、地元推進委員に同行してもらって現地を確認し、お話を聞いてまいりました。今回は、もう既に施設が稼働している太陽光発電のパネルの増設ということで、その土地に、所有者の土地が、まだ残っていた部分があったので、交換という形で今回の申請に至った、と聞いております。先ほど事務局から説明があったとおり、貯水池もきれいに整備されており、周辺環境も問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、議案第9号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　　ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議長 続きますして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。資料は68頁です。物件の所在は、大島町字大島村中の畑1筆、565㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般個人住宅の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「4条見込」となります。添付資料は、60頁及び69頁から76頁まで、60頁に位置図、69頁に付近状況図、70頁に現況写真、71頁に字図、72頁に航空写真、73頁に被害防除計画書、74頁に土地利用計画図、75頁に平面図、76頁に立面図を添付しております。73頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高1.25m最低0.2m、切土を行う最高1.1m最低0.1m。被害防除措置として、土留め工事をする。擁壁を設ける。被害防除の内容又は被害の発生のおそれがない理由は記載がありません。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流。汚水処理は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。河川管理者との協議内容の記載はなし。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する5.2m程度。被害措置の内容又は被害のおそれのない理由の記載なし、農地区分について、申請地は里道に接し、宅地や原野や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 2番につきまして、16番委員、補足説明をお願いします。

16番 16番委員です。19日に、申請者に連絡して、内容をお伺いしてから、本人は立ち合いが出来ないということで、地元推進委員と一緒に、現地の確認に伺いました。74頁の図面で、車が2台書かれている部分が里道面より少し高くなっておりますので、そこを1.1mほど切土して、70頁の4番の写真を見ると上のほうから結構傾斜がありまして、その部分に切土した土を持っていくと伺いました。下の方は先ほど説明があったように、土留めと擁壁設置を行うということで、周りの畑よりもちょっと下がりますので、日照等の被害は出ないと思いますし、水の関係も周りの人たちと、お話をさせていただいているようでしたので、

大丈夫だと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今、議案第9号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更について」
の2番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 　　続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 　　3番について説明します。資料は77頁です。物件の所在は、西彼町中山郷字中川内の畑2筆、田1筆計3筆877㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、園庭造成、駐車場の設置で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5条見込」となります。添付資料は、60頁及び78頁から84頁までで、60頁に位置図、78頁に付近状況図、79頁に現況写真、80頁に字図、81頁に航空写真、82頁に被害防除計画書、83・84頁に土地利用計画図を添付しております。82頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高0.5m最低0.3m、切土を行う最高0.5m最低0.3m。被害防除措置として、防護柵を設ける。被害防除の内容又は被害の発生のおそれがない理由は記載がありません。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水はなしとなっています。河川管理者との協議内容の記載はありません。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害措置の内容又は被害のおそれのない理由も記載がありません。花壇等の間仕切りや駐車場舗装のため被害発生の恐れはありません。農地区分について、申請地は里道に接し、宅地や田や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 3 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。21 日に、この案件の仲介者と一緒に、現場確認をしてきました。現場は、81 頁の航空写真にはまだありませんが、申請地のすぐ左側に既に中山保育園が建っていきまして、その道路周辺には駐車場があります。しかし話を聞きますと、どうしても職員の駐車場とか、保護者の駐車場スペースが手狭になってちょっと狭いということでした。そこで 80 頁の図面の 3 の①、それから 3 の②あたりが駐車場スペースになるかと思えます。それと、申請地の 3 の③に、園児のための庭園を作っていくということでした。また周辺農地につきましては、3 の②のちょっと上に柿の木の畑が 1 筆ありますが、その下が駐車場になりますので、その農地に対して影響が出るようなことは全くないということで判断をいたしております。申請については問題ないかと思えますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 9 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 9 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 3 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きまして、4 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 4 番について説明します。資料は 85 頁です。物件の所在は、西彼町平山郷字橙岩の畑 1 筆 1,341 m²の一部 492 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般個人住宅の建設で変更の事由は議案書記載のとおりです。農地法適用条項は「5 条見込」となります。添付資料は、60 頁及び 86 頁から 93 頁までで、このうち 90 頁の被害防除計画書は旧様式のため、本日配布資料の 5 頁と差し替えになります。60 頁に位置図、86 頁に付近状況図、87 頁に現況写真、88 頁に字図、89 頁に航空写真、91 頁に土地利用計画図、92 頁に平面図、93 頁に立面図を添付しております。本日配布資料 5 頁

の申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高 1.0m、最低 0.5 m、切土を行う最高 1.0m、最低 0.5m、被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、法面に土留め工事をする。特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽。合併浄化槽の放流先は道路側溝となっています。河川管理者との協議内容は、雨水などの自然流下のみで特段被害の恐れはないとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 5.1m 程度、被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由として、特段被害を及ぼす恐れがない、となっています。農地区分について、申請地は市道に接し原野や畑（荒地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 4 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。23 日に、地元推進員 2 名と、3 人で現地の確認をしてみました。申請地の現況写真を見てもらえれば分かると思いますが、申請地の周りは荒れ地になっておりまして、農地に影響を及ぼすことは考えられないと判断をしました。89 項の写真の中心部分に建物がありますが、これは金比羅さんという神社で、この周辺で 1 番高くなっているため、水は全て左のほうに流れ、田畑に流れるということは考えられませんので、大丈夫だと思います。

27 歳になる申請者は、町内のアパートに住んでいますが、家族も増え、実家の近くに家を建てたいということで、今回の申請になっております。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 9 号の 4 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 9 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 4 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きますして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局 5番について説明します。資料は94頁です。物件の所在は、西彼町平山郷字八人ヶ平の畑1筆452㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般個人住宅の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5条見込」となります。添付資料は、60頁及び95頁から102頁までで、60頁に位置図、95頁に付近状況図、96頁に現況写真、97頁に字図、98頁に航空写真、99頁に被害防除計画書、100頁に土地利用計画図、101頁に平面図、102頁に立面図を添付しております。99項に戻り造成計画等の内容については、新様式に差し替えとなっておりますので、本日配布資料の6頁をご覧ください。申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高1.0m、最低0.5m、切土を行う最高1.0m、最低0.5m。土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、法面に土留め工事をする。特段被害を及ぼすおそれがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。(2)及び(3)の放流先は道路側溝を予定しています。河川管理者との協議内容は、雨水などの自然流下のみで特段被害のおそれはないとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ5.3m程度。農地区分について、申請地は里道に接し宅地や山林や原野や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 5番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2番委員です。23日に、地元推進委員2名と3人で現地確認をさせてもらいました。申請者は30代で市内製造業に勤務しており、現在は佐世保市から通勤をしており、実家の近くに家を建てたいということで、探していたそうです。かなり探したらしいですけど、適地が見当たらず、実家の隣の親戚筋所有の土地を取得することになったそうです。周囲にほとんど農地がなく、耕作が全然されておられませんので、農地に対する影響はないという判断をしました。以上です、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第9号の5番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の5番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きまして、6番について事務局から説明をお願いします。

事務局 6番について説明します。資料は103頁です。物件の所在は、西彼町平山郷字五左衛門ヶ倉の畑1筆、2,432㎡の一部596.99㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般個人住宅の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5条見込」となります。添付資料は、60頁及び104頁から111頁まで、60頁に位置図、104頁に付近状況図、105頁に現況写真、106頁に字図、107頁に航空写真、108頁に被害防除計画書、109頁に土地利用計画図、110頁に平面図、本日配布資料111頁に立面図を添付しております。108頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置として、法面保護をする。被害防除の内容又は被害の発生のおそれがない理由として緑化及びコンクリートによる法面保護を行う。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流。汚水処理は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。河川管理者との協議内容の記載はありません。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、その他。被害措置の内容又は被害のおそれのない理由として、周囲は道路と妻の祖父の土地に囲まれており、耕作地等がない事から問題が生じる恐れはない。農地区分について、申請地は市道に接し、山林や原野や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 6番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2番委員です。先ほど説明した2件を含め、3か所とも500m以内

にある申請地でしたので、スムーズに現場確認をしてまいりました。所有者は申請者の親戚筋ですが、すでに亡くなっておられます。申請者は広域農道を挟んで申請地の反対側にある、妻の実家に同居しておられ、かなり手狭になったため、申請地に家を建てたいということで、本件申請となっています。申請地の周囲は全て、本件所有者の畑で耕作放棄地となっていますので、本件が農地に影響を及ぼすことはなく、裏手の墓地との関係においても問題はないと、3人でそのように判断をしました。そういうことですので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今、議案第9号の6番について説明がありました。
　　これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
　　よって、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の6番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 　　ここで10分間休憩します。
　　《10分休憩》

議 長 　　会議を再開します。

議 長 　　議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　資料別冊の1頁をお願いします。議案第10号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

　　2頁は農地利用集積計画集計表で、今回は賃貸借権の設定3筆6,079㎡と合意解約4筆5,574㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括分20筆31,638㎡が計上されています。

　　3頁は個人間の利用集積分で今回2件3筆6,079㎡分が計上されています。4頁は合意解約分で3件4筆5,574㎡分が計上され1番は中間管理事業、2・3番は個人間の賃貸借に切り替わっています。5頁

は県公社借入分の一括分で、今回6件20筆31,638㎡が計上されています。6頁に5頁4番の一部利用に対する関係資料を添付しています。

今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分18筆分の賃貸借契約・使用貸借契約と再契約2筆分の賃貸借契約が今回の集積計画となっています。89頁・90頁に個人間賃貸借分の借入者の経営状況を添付しています。農業経営基盤強化促進法第18条(第1項)の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 議案第10号の通常分1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3番委員です。22日に譲り受け人に連絡をとり、地元推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。譲り受け人は、有機農法で水稻を作っておられ、この土地以外でも、長崎市に借入れをされて、販売も自分でされています。今回借入れをされる2,955㎡の田んぼは、4枚ほどありまして、そのうちの一枚の約1反2畝ほどの休耕している部分を耕作して、他の側溝に近い部分の水田を少し掘り上げて貯水池にして、そこから水を汲んで、新たに配管して、水稻をつくるという計画をなされているそうです。特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして2番と3番の補足説明を、12番委員をお願いします。

1 2 番 21日に現場の確認をしてきました。この2筆は、中山地区の基盤整備事業の中で整備された田んぼで、貸し手のご家族が管理していましたが、亡くなられたため、現状は耕作放棄の状態になっています。しかし、見る限りではトラクターを少し使えば田んぼに復元できそうですし、また基盤整備事業の対象となった土地ですので、水も心配ないと思えます。また借り受け者は、亀浦地区の中でも数少ない専業農家でありまして、もう少し規模を拡大したいということで、この2筆を借りて水田の規模拡大をするということですので、よろしくお願いいたします。

議 長 一括方式の県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございません

んか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長

続きまして、議案第 11 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

資料別冊の 7 頁をお願いします。議案第 11 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 8 頁から 13 頁までです。8 頁は利用配分計画の合意解約分です。2 件 4 筆 5,574 m²分の合意解約で、うち 3 筆は再契約となっています。9 頁は一括分 4 件 20 筆 31,638 m²を配分するもので、先ほど 5 頁の 20 筆の利用集積計画を、4 者に配分する内容となっています。10 頁から 13 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

今回、従来分はありませんので、一括分の 1 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番

申請者は以前農業委員をされていた方で、3 か月ほど前に一度借り受けの申請をしましたが、所有者が亡くなられたため、借り受けることが出来なかったということでした。それで現在は所有者の奥さんが新しい名義人となっており、今回の借り受け申請になったということでした。場所は面高郵便局の道向かいのような場所で、最初の申請があった時に、地元推進委員と現場も確認しておりますので、何も問題はないと思います。以上です。

議 長

続きまして、2 番から 9 番の補足説明を 3 番委員をお願いします。

3 番

3 番委員です。22 日に申請人に連絡を入れて地元推進委員と一緒に

お話を聞いてまいりました。申請人はお父さんの土地を、中間管理機構を通して、借り受けするという事で申請をされたと伺っております。現在、お父さんのミカン園をそのまま継続して栽培をされておりますので、特に問題はないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、10番から15番の補足説明を13番委員にお願ひします。

13番 13番委員です。申請人は以前、農業委員会に勤務され、現在は農業振興公社に行っておられます。休みの日には畑に出て、頑張っているそうです。平日は、申請人のお兄さんも、手伝ってやっているということです。問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、16番から20番の補足説明を6番委員にお願ひします。

6番 6番委員です。24日に、現場を見てきました。申請者は、お父さんと一緒に、米を大規模に作られています。田植とか稲刈りなどを委託しながら、米中心にやっておられる若手です。今回借り受ける場所も、5か所とも耕地整備がされているいい場所ですので、借りることになったと伺ひました。頑張っている若手ですので、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第11号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第11号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第12号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願ひします。

事務局 資料別冊14頁をお願ひします。議案第12号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。今回は通常分4件・5筆・4,237

m²と同意書分 20 件・86 筆・59, 850 m²の合計延べ 24 件で実質 21 件・91 筆・64, 087 m²について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料別冊の 14 頁をお願いします。物件 1 番の 1 筆は西彼町平山郷の物件で、資料は 15 頁から 19 頁です。申請者は西彼町大串郷にお住まいの方です。15 頁に申請地位置図、16 頁に付近近況図、17 頁に現況写真、18 頁に字図、19 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 2 番・3 番の 2 筆は大瀬戸町瀬戸東濱郷の物件で、資料は 15 頁及び 20 頁から 23 頁です。申請者は長崎市大手 2 丁目にお住まいの方で、大瀬戸町に縁のある方です。15 頁に申請地位置図、20 頁に付近近況図、21 頁に現況写真、22 頁に字図、23 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場に到達はできませんでしたが、見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 4 番の 1 筆は大島町の物件で、資料は 15 頁及び 24 頁から 27 頁です。申請者は大島町にお住まいの方で、相続対象物件となります。15 頁に申請地位置図、24 頁に付近近況図、25 頁に現況写真、26 頁に字図、27 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分、赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 5 番の 1 筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は 15 頁及び 28 頁から 31 頁です。申請者は西彼町白崎郷にお住まいの方です。15 頁に申請地位置図、28 頁に付近近況図、29 頁に現況写真、30 頁に字図、31 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地は、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、2 番委員をお願いします。

2 番 2 番委員です。23 日に、地元推進員の 2 人と一緒に見てまいりました。所有者は、現在、申請地から 4、5 k m 程離れた国道近くに引越しをされております。30 年以上も、その実家から離れておまして、今回申請の物件は、実家のすぐそばです。写真を見てもらえれば分か

ると思いますが、申請物件のすぐ下に水田が2、3枚かろうじて残っていますが、今回申請のあった物件は、もうすでに山林化しておりますので、農地から除外するのは、何ら問題ないと思います。そういうことですので、よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、2番と3番の補足説明を、7番委員にお願いいたします。

7 番 7番委員です。この場所は、昨年11月の総会で、別の方が、やはり非農地の対象ということで申請があったところの、両隣になりますので、地元推進員と、現場を見ながら、農地に復元するのは難しいだろうと、そして申請者本人も、長崎にお住まいで、農業はもう出来ませんということであり、またこれだけ雑木が生い茂っていれば、非農地として扱ったほうがいいのではないかと判断をいたしました。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、4番の補足説明を、16番委員にお願いいたします。

16番 16番委員です。19日に地元推進委員と、現地の確認に行っていました。ここは実を言いますと数年前まで、私が委託で草刈りをしていたところですが、ご本人は最近デイサービスに通われていて、もう農業が出来ないということで、また奥さんも数年前から施設に入られており、申請は息子さんからありましたが、息子さんも農業はしきれないということで、現状のような姿になっております。非農地にすることは、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、5番の補足説明を、6番委員にお願いいたします。

6 番 6番委員です。23日に、現場を確認に行ってきました。29頁の写真の通り、ミカンの木が植えられていますが、地主に伺ったところ、もう20年ぐらい管理をしてないということで、申請地もまた周りを取り囲む畑にもうっそうと竹が茂ってしまっていて、現状では農地への復元が難しく、非農地と判断してよいと思いました。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第12号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませぬか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませぬか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 12 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 5 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 12 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料別冊の 32 頁をお願いします。議案第 12 号非農地通知の対象とすることの決定について同意書分を説明します。今回は 20 件、86 筆・59,850 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和 2 年度の農地パトロールにおいて、B 分類の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、1 月 11 日以降 2 月 9 日までに受け付けた 19 件 84 筆分と急ぎ分 1 件 2 筆(2/14 受付)、計 20 件 86 筆の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。資料別冊 32 頁の物件 1 番から 13 番の 13 筆は西彼町の物件です。申請者の方は、西彼町にお住いの方です。32 頁の 14 番から 35 頁の 69 番の 56 筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町及び大瀬戸町にお住いの方々です。35 頁の 70 番から 78 番の 9 筆は大島町の物件です。申請者の方は、大島町にお住いの方で相続対象物件となります。35 頁の 79 番から 36 頁の 86 番の 8 筆は大瀬戸町の物件です。申請者の方は長崎市大手 2 丁目、大瀬戸町、諫早市白岩町にお住いの方です。関係資料は 37 頁から 73 頁までです。

37 頁に申請地位置図の配置図資料を添付しました。38 頁から 45 頁に航空写真配置図を添付しました。38 頁・39 頁に西彼町、40 頁から 43 頁に西海町、44 頁に大島町、45 頁に大瀬戸町の配置図を添付しています。38 頁の赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。別冊 46 頁から 73 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。32 頁の申請地「1 番」申請地番「428 番 1」の地図等の「西彼 1」について、37 頁の管内図の赤枠「1」、丸 38 と 38 頁の航空写真配置図の西彼町大串郷、平山郷の赤枠 1 と 46 頁の航空写真の西彼 1、西彼町大串郷「No. 1」、「428-1」が、それぞれ連動しています。

申請地は、全体的にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 20 件、86 筆、59,850 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 36 頁の下段に計 91 筆・64,087 m²と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案 12 号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第 12 号の同意書分 1 番から 86 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 13 号「農業委員会委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　資料別冊の 74 頁をお願いします。議案第 13 号農業委員会委員の辞任について。農業委員会の委員の辞任について、市長より意見を求められたので判断を求める、となっております。75 頁をご覧ください。今回 11 番委員より令和 4 年 1 月 17 日に市長あて辞任願書が提出されました。辞任の期日、辞任の理由は議案書記載のとおりです。

11 番委員につきましては、昨年 9 月に、病気を理由として、辞任の意向を示されました。事務局としては、慰留をお願いし、本人も一旦はそれで了解いただいておりますが、12 月からの治療が長期にわたる見込みであり、農業委員の職責を全うできそうにないことから、再度辞任の申し出がありました。事務局及び会長、会長代理を含めたところで協議をしました結果、意向を受け入れざるを得ないと判断いたしました。

なお、11 番委員の残りの任期は来年の 7 月までとなっておりますが、現状で、農業委員会としての運営が可能であると判断し、欠員の補充は行わない考えであります。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 13 号について事務局より説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 13 号「農業委員会委員の辞任について」につきましては、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は別冊 76 頁から 88 頁となります。今回は農地の転用事実に関する照会（地目変更登記）1 件、農地転用許可不要案件届 1 件の計 2 件について報告します。

77 頁をお願いします。農地の転用事実に関する照会について報告します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。

本件は、令和 4 年 2 月 8 日付け日記第 65 号分です。受付は 2 月 14 日となります。申請物件は大瀬戸町瀬戸西濱郷字下城ノ川の畑、計 3 筆 14,403 m²について照会がありました。本件は昭和 60 年 7 月 25 日に農地法第 5 条の許可を受けていた案件で、令和 4 年 2 月 16 日に農業委員会事務局が確認した内容について、17 日付で非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は 76 頁及び 78 頁から 81 頁となります。76 頁に位置図、78 頁に付近近況図、79 頁に申請地の現況写真、80 頁に字図、81 頁に航空写真を添付しています。本件は畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。本件は昭和 60 年 7 月 25 日に農地法第 5 条の許可を受けています。申請通り重度身障者更生援護施設用地として転用を行い、所有権移転登記も完了しています。法人の財産管理を行う中で、地目変更登記が行われていないことが判明し、土地家屋調査士による地目変更登記（現況地目）での登記申請を行ったもので、今回の地目変更登記申請に至っています。

次に 82 頁をお願いします。本件は農地転用許可不要案件届の農道の設置を目的としたもので、申請地は西彼町白似田郷字宮ノ脇の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 95 m²を農道として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 4 月

1日から4月2日までで事後報告となります。関係資料は76頁及び83頁から88頁までで、76頁に位置図、83頁に付近近況図、84頁に現況写真、85頁に字図、86頁に航空写真、87頁に被害防除計画書、88頁に土地利用計画図を添付しています。自己所有地内で対応するため、周辺農地に被害発生のおそれがない状態となっています。2083番の山林に、2,085番の境内用地を取り巻くような農道を整備したそうです。その農道の進入路として、里道に隣接する申請地を嵩上げして、道路として利用する内容となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。
無いうでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いうでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
 来月の総会は
 日時 令和4年3月25日(金) 午後2時00分から
 場所 西海公民館 2階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和4年第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年2月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人